

特定非営利活動法人 お互いさまネットワーク 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人お互いさまネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市北成島町1829番地5に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、在宅福祉サービスや市民活動に関する事業を行い、地域の福祉推進と相互扶助推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)まちづくりの推進を図る活動

(3)子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業

②福祉有償運送事業

③福祉・ボランティア研修事業

④学童保育事業

⑤介護・生活相談事業

⑥福祉コミュニティづくり事業

⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業

⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業

⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業

⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業

⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業

⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業

⑭介護保険法に基づく第一号事業（第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業、）

⑮障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業

(2)収益事業

①福祉バザー事業

②講演会、映画会の企画運営事業

③出版事業

④飲食店運営事業

⑤食品雑貨販売事業

- 2 収益事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、収益事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2)協力会員 この法人の目的のために、この法人が行うボランティア事業に参加し活動するために入会した個人または団体

(3)利用会員 この法人が行うボランティア事業を利用するために入会した個人または団体

(4)賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人または団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が理事会の承認を得て別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 協力会員、利用会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第一項及び第二項のものの入会をみとめないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、協力会員、利用会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員、協力会員、利用会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は各会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を延納したとき。

(4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員、協力会員、利用会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名すること

ができる。この場合、総会において決議する前に当該会員に弁明機会を与えなくてはならない。

(1)この法人の定款、規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上10人以下

(2)監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)理事の業務執行状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2項の規定による監査結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は諸官庁に報告する。

(4)前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において決議する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の事故のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種 別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)入会金及び会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 5 3 条においても同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)事務局の組織及び運営

(10)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集を請求したとき。

(2)正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3)第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第 28 条 総会の決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(決 議)

第 29 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条及び第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を附記する。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1)総会に付記すべき事項

(2)総会の決議した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会の招集は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議事項)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(決 議)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第40条 各理事の表決数は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の決議については、特別な利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなけれ

ばならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じた収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年の予算に準じて収益費用を講じる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予備費の追加及び更生)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたとき、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に係る書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の決議を経、かつ法第25条第3項に規定する事項の変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠乏
- (4)合併
- (5)破産
- (6)所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときには、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が解散(合併及び破産による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合 併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の広告は、この法人の掲載場に掲示するものとともに、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則1

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の正会員、協力会員及び利用会員の入会金及び年会費は、第8条の規定にかか

わらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員 3,000円

協力会員 0円

利用会員 0円

(2)年会費 正会員 1,000円

協力会員 0円

利用会員 0円

賛助会員 個人1口1,000円 団体1口2,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項にかかわらず、平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

別表

役職名	氏 名	備 考
理 事	恩田 初男	理事長
理 事	新井 良雄	
理 事	芦沢 静子	副理事長
理 事	平井 セツ子	
監 事	赤坂 一郎	

附則 2

- 1 平成12年5月12日第1回定時社員総会にて、事務所変更により定款変更。

「第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市北成島町1827番地に置く。」とあるのを「第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市北成島町1829番地5に置く。」と変更。

移転日平成12年10月1日、施行日平成12年10月1日

- 2 平成12年5月12日第1回定時社員総会にて、年会費の変更。

変更後の正会員、協力会員、利用会員及び賛助会員の入会金及び会費変更後の入会金、年会費及び賛助会費は次の通り。

(1)入会金 正会員 3,000円

協力会員 0円

利用会員 0円

(2)年会費 正会員 1,000円

協力会員 1,000円

利用会員 1,000円

賛助会員 個人1口1,000円 団体1口2,000円

附則 3

- 1 平成17年5月10日第6回定時社員総会にて、理事定数変更により定款変更。
平成17年10月7日群馬県知事認証により確定。
第13条第1項第1号「理事3人以上5人以下」とあるのを「理事3人以上10人以下」と変更。

附則 4

- 1 平成21年5月11日第10回定時社員総会にて、目的及び事業の定款変更。
平成21年7月24日群馬県知事認証により確定。
第3条「この法人は、在宅福祉サービスや生活支援ボランティアに関する事業を行い、地域の福祉推進と相互扶助推進に寄与することを目的とする。」とあるのを「この法人は、在宅福祉サービスや市民活動に関する事業を行い、地域の福祉推進と相互扶助推進に寄与することを目的とする。」と変更。
第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る活動

- ①グループホーム事業(痴呆対応型共同生活介護事業)
- ②デイサービス事業(通所介護事業)
- ③ホームヘルプ事業(訪問介護事業)
- ④高齢者、障害者在宅生活支援ボランティア事業
- ⑤福祉ボランティア研修事業
- ⑥学童保育事業」とあるのを

「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る活動

- ①グループホーム事業(認知症対応型共同生活介護事業)
- ②デイサービス事業(通所介護事業)
- ③ホームヘルプ事業(訪問介護事業)
- ④ケアマネージャー事業(居宅介護支援事業)
- ⑤ショートステイ事業(短期入所生活介護事業)
- ⑥高齢者、障害者等の在宅生活支援事業
- ⑦福祉・ボランティア研修事業
- ⑧学童保育事業
- ⑨介護・生活相談事業」と変更。

附則 5

- 1 平成24年5月9日第13回定時社員総会にて、事業の定款変更。
平成24年8月2日館林市長認証により確定。
第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る活動

- ①グループホーム事業(認知症対応型共同生活介護事業)

- ②デイサービス事業(通所介護事業)
- ③ホームヘルプ事業(訪問介護事業)
- ④ケアマネージャー事業(居宅介護支援事業)
- ⑤ショートステイ事業(短期入所生活介護事業)
- ⑥高齢者、障害者等の在宅生活支援事業
- ⑦福祉・ボランティア研修事業
- ⑧学童保育事業
- ⑨介護・生活相談事業」とあるのを

第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業
- ②福祉有償運送事業
- ③福祉・ボランティア研修事業
- ④学童保育事業
- ⑤介護・生活相談事業
- ⑥福祉コミュニティづくり事業
- ⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- ⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業」と変更する。

附則6

1 平成25年5月8日第14回定時社員総会にて、事業の定款変更。

平成25年7月23日館林市長認証により確定。

第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業
- ②福祉有償運送事業
- ③福祉・ボランティア研修事業
- ④学童保育事業
- ⑤介護・生活相談事業
- ⑥福祉コミュニティづくり事業

- ⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- ⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(2) 収益事業

- ①福祉バザー事業
- ②講演会、映画会の企画運営事業
- ③出版事業」とあるのを

第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業
- ②福祉有償運送事業
- ③福祉・ボランティア研修事業
- ④学童保育事業
- ⑤介護・生活相談事業
- ⑥福祉コミュニティづくり事業
- ⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- ⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- ⑭障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業

(2) 収益事業

- ①福祉バザー事業
- ②講演会、映画会の企画運営事業
- ③出版事業
- ④飲食店運営事業

⑤食品雑貨販売事業」と変更する。

附則 7

1 平成26年5月14日第15回定時社員総会にて特定非営利活動推進法の一部改定に伴う定款変更。

変更前の定款	変更後の定款
第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。法第53条においても同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄	第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び<u>活動</u>予算並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>活動</u>決算 (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。法第53条においても同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (4) 資産から生じた収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入	第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (4) 資産から生じた<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u>
第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の決議を得なければならない。	第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の決議を得なければならない。
第48条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年の予算に準じて収入支出とすることができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。	第48条 <u>前条</u>の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年の予算に準じて<u>収益費用</u>を講じる。 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。
第49条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。	第49条 予算の超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に係る書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。	第51条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に係る書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。
第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の決議を経、かつ法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得	第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の決議を経、かつ法第25条3項に規定する<u>事項の変更する場合</u>、所轄庁の認証を得

なければならない。	なければならない。
-----------	-----------

附則 8

1 平成26年5月14日第15回定時社員総会にて、入会金及び会費の変更

変更前の入会金及び会費			変更後の入会金及び会費		
(1) 入会金	正会員	3,000円	(1) 入会金	正会員	3,000円
	協力会員	0円		協力会員	1,000円
	利用会員	0円		利用会員	1,000円
(2) 年会費	正会員	1,000円	(2) 年会費	正会員	1,000円
	協力会員	1,000円		協力会員	1,000円
	利用会員	1,000円		利用会員	1,000円
賛助会員	個人	1口1,000円	賛助会員	個人	1口1,000円
	団体	1口2,000円		団体	1口2,000円

附則 9

1 平成28年5月10日第17回定時社員総会にて、事業の定款変更。

平成28年8月31日館林市長認証により確定。

第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業
- ②福祉有償運送事業
- ③福祉・ボランティア研修事業
- ④学童保育事業
- ⑤介護・生活相談事業
- ⑥福祉コミュニティづくり事業
- ⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- ⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業

⑭障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業」とあるのを

第5条「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者、障がい者、児童等の在宅生活支援事業
- ②福祉有償運送事業
- ③福祉・ボランティア研修事業
- ④学童保育事業
- ⑤介護・生活相談事業
- ⑥福祉コミュニティづくり事業
- ⑦介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑧介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- ⑨介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑫介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑬介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- ⑭介護保険法に基づく第一号事業（第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業、）
- ⑮障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業」と、変更する。

附則10

- 1 平成30年5月10日第19回定時社員総会にて、公告の方法の定款変更。

第58条「この法人の公告は、この法人の掲載場に掲示するとともに、官報に掲載する。」とあるのを

第58条「この法人の公告は、この法人の掲載場に掲示するとともに、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」と変更する。